

浜長保険センター安全だより(1月)

平成 31 年 1 月 29 日
浜長保険センター第 26 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



希望あふれる新年(イノシシ)をお迎えしたと思います。スタミナがある猪にあやかり、今年は無病息災の年になるそうです。大寒(1月20日)が過ぎ、一段と寒さが増して来ました。現在、インフルエンザが猛威を振るっていますが、手洗い、うがいと熱い鍋で寒さを吹き飛ばしましょう。



凍結・圧雪時の滑り止め措置、飛び出した犬と衝突した場合の責任など身近な事例について、説明します。

問 積雪又は凍結道路において、ノーマルタイヤで走行中、スリップ事故を起こした場合、どうなるのか？

答 タイヤチェーン又はスタッドレスタイヤを装着していなかったとして、その運転者は、道路交通法違反(運転者の遵守事項違反:滑り止め措置義務違反)により、反則金の対象になります。違反点数はありません。

問 滑り止め措置の装着義務の規定は、どのような内容か？

答 兵庫県では、次のとおり示されています。

「積雪又は凍結している道路においては、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、「スノータイヤを全車輪に装着し、又はタイヤチェーンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずる。」(兵庫県道路交通法施行細則第9条)

(注) スノータイヤは、「接地面の突出部が50%以上摩耗していないものに限る。」と規定されているので、「スリップサイン」を点検しておきましょう。

問 タイヤチェーンは、何処に取り付けるのか？

答 条例では、タイヤチェーンの装着位置を示していませんが、駆動輪に装着すれば効果的であるため駆動輪に装着するよう指導されています。

問 条例でスノータイヤと示されているが、スタッドレスタイヤは、どうなのか？

答 スタッドレスタイヤも含まれると解釈されています。したがって、スタッドレスタイヤも全車輪に装着しなければなりません。



問 飛び出して来た飼犬と衝突し、犬が怪我をした場合、交通事故になるのか？

答 交通物損事故になります。

交通事故とは、「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったとき」を言います。

問 犬が怪我をしても物損事故になるのか？

答 飼犬は、人が管理している物で犬の怪我は、物が損壊されたことになります。

刑法に「器物損壊罪」がありますが、過失損壊罪はありませんので、犯罪は成立しませんが、民事上の賠償責任が問われることになります。

問 免許停止や罰金があるのか？

答 運転者が無免許や酒気帯び、無車検・無保険車など明らかな交通違反がなければ、罰則が適用されず原則として交通違反点数は付されません。

しかし、その場で停止せず逃げた場合は、「当て逃げ」に該当し、罰則があり、違反点数は5点が加算されることになります。

問 犬の治療費は、どうなるのか？

答 治療費は、過失割合によって負担額を決めることになります。

問 突然、犬が飛び出し避けられなかった場合でも、治療費を払わなければならないのか？

答 過失があるかどうかは、犬が飛び出したことに予見可能性があったか、また飛び出した場合、回避可能性があったかについて、現場見分結果を踏まえて総合的に検討することになります。予見可能性も回避可能性もない状況であれば、ドライバー側に過失は認められず、賠償責任も生じないと判断されます。犬が飛び出さない措置を講じなかった飼い主に責任があります。

